

2 佐賀県産飼料増産総合対策事業

県費計: 16,950千円

目 的

情勢により価格や輸入量が変動する輸入飼料・肥料から脱却し、県内の飼料生産を拡大することで足腰の強い畜産経営への転換及び規模拡大を図るため、自給飼料の増産や畜産農家と耕種農家との連携による県内飼料の生産・利用に必要な機械の整備を推進する。

事業期間

令和5年度から令和8年度

事業実施主体

2戸以上の農業者が組織する団体、法人、農協等

※コントラクター育成推進対策については、認定農業者（1戸）も可



事業内容等

1. 自給飼料生産・利用拡大対策

自給飼料の生産拡大を図るために必要な自給飼料の栽培、収穫、調整及び利用機械の整備に対する助成。

2. コントラクター育成推進対策

コントラクター等の設立、体制整備、運営に必要な情報収集に要する経費及びコントラクター等の作業の効率化及び安定的な運営の取組に要する経費等に対する助成。

2-1 自給飼料生産・利用拡大対策

県費計:14,950千円

内 容

自給飼料の生産・利用の拡大に要する機械の導入に対する助成

- ①耕起・施肥・播種用機械、②刈取・集草用機械、③梱包・調製用機械、④粗飼料細断機、⑤飼料用米粉砕機⑥高性能飼料作物収穫機（※刈取から梱包までの作業機能を有する機械に限る。）、⑦その他自給飼料の生産・利用拡大を図るために特に必要と認められる機械
※稲わら収集に要する機械：事業実施主体がコントラクター等に限る

補助率

- 1 飼料作物の生産及び利用拡大に要する機械（①～⑤、⑦）県 1/3以内、市町 1/10以上（※ただし、受益地の過半が中山間地域の場合は、県 4/10以内、市町 1/10以上）
- 2 高性能飼料作物収穫機（⑥）県 1/2以内、市町 1/10以上

補助限度額

3,500千円

（中山間地域の取組にあっては、4,200千円）（税抜額）

（高性能飼料作物収穫機導入の場合：10,000千円）



採択要件

- 1 生産（農作業受託を含む）された飼料作物を畜産農家が利用
- 2 目標年度において、導入機械に係る作物の生産・利用面積が1 ha以上拡大
- 3 供給先と長期（3年以上）の供給契約を締結（県内畜産農家等で利用）
- 4 作業受託の場合は、農作業受委託計画を有する
- 5 原則として、国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等に参加

主な補助対象機械について

生産拡大用機械

刈取機械



モア

集草機械



レーキ

梱包機械



ロールベアラ

包装機械



ラッピングマシン

刈取・梱包機械



専用収穫機

堆肥散布機械



マニユアスプレッダ

利用拡大用機械

細断機械



ベールカッター

粉碎機械



飼料用米粉砕機

2-2 コントラクター育成推進対策

県費計:2,000千円

内 容

以下の経費に対し助成する。

- ①コントラクター等の設立・体制整備・運営に必要な情報収集に要する経費
- ②コントラクター等の作業の効率化及び安定的な運営の取組（新規作物の導入、受託面積の拡大、オペレーターの確保、会議等）に要する経費
- ③オペレーター技術向上に向けた講習会、先進地視察等に要する経費
- ④作業受託促進のための組織PR資料作成等に要する経費

補助率及び補助限度額

定額（上限1,000千円/団体）

採択要件

- 1 事業計画時に事業費が200千円以上
- 2 生産・調整した飼料の過半を県内の畜産農家等へ供給及び供給先とは1年以上の供給契約締結
- 3 事業実施による成果目標を定めている
- 4 コントラクター実態調査への協力



活 用 例

- ・新規作物の種子購入や農薬・堆肥散布に係る経費
 - ・飼料生産・調製に係る機械借り上げ料及び調製・保管委託料
 - ・飼料分析・マッチング経費
 - ・基本技術を習得するための研修経費
 - ・オペレーター等求人に係る経費
- 等